

## 動物（愛玩動物）の死体処理手数料の改定について

## 1 動物（愛玩動物）の死体処理手数料の改定内容

一般家庭で飼育されていた動物（愛玩動物）の死体処理手数料については、秦野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第20条において、1体につき5,830円と規定しています。

しかしながら、近年、国際的な物価高騰が続く中で、本市が民間の動物霊園に委託している実際の動物の死体処理費用との均衡を図るため、この手数料について1体につき5,830円を6,380円に改定するものです。

## 2 委託料と手数料の推移

動物（愛玩動物）の死体手数料については、平成19年4月以降、全額自己負担となっています。

	委託料 (税込み)	手数料 (自己負担)	自己負担率
平成9年4月から 平成11年3月まで	5,250円	2,000円	約38%
平成11年4月から 平成19年3月まで		3,500円	約67%
平成19年4月から 令和2年3月まで		5,250円	約100%
令和2年4月から	5,830円	5,830円	

## 3 (株)伊勢原動物霊園の火葬価格（ホームページより）

	小型	中型	大型	特大
合同葬	13,750円	17,050円	22,550円	28,050円

※別途、墓地使用料・管理料等の慰霊の諸費用がかかります。

4 県内自治体における動物の死体処理手数料（自己負担）の状況（R5年度）

自治体名	委託・直営	受入方法	手数料
秦野市	処理委託	自己搬入	5,830円
伊勢原市	処理委託	自己搬入	5,400円
茅ヶ崎市	処理委託	自己搬入	4,830円
		自宅引取	7,150円
厚木市	処理委託	自己搬入	7,000円
		自宅引取	7,000円
平塚市	運営委託（焼却施設）	自己搬入	7,000円
		自宅引取	12,000円

※県内19市中14市で受入れあり、うち5市で外部に処理委託。5市（逗子、大和、海老名、座間、綾瀬）については受入れなし。

5 動物の死体処理委託の実績

令和2年度 218体（内訳：犬95件、猫96件、その他27件）

令和3年度 215体（内訳：犬89件、猫102件、その他22件）

令和4年度 213体（内訳：犬68件、猫115件、その他30件）